

京都市告示第 165 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 4 月 4 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西京極52号線	右京区西京極下沢町1番地の2地先から	旧	メートル 131.90	3.05 ~メートル 6.00
	同区西京極中沢町23番地の3地先まで	新	147.10	4.19 ~ 7.97

(建設局道路部道路明示課)